

# 社会福祉法人寿宝会

## ケアサポートセンター輝楽苑 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(東三河広域連合指定 第 2392600231 号)

当事業所は利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。  
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方で東三河広域連合（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）に住所を有している方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能ですが、一時的に全額実費をお支払いいただく場合があります。

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人寿宝会  
(2) 法人所在地 愛知県豊川市御津町赤根山田 1 2 番地  
(3) 電話番号 0533-75-2800  
(4) 代表者氏名 理事長 長木 輝行  
(5) 設立年月 平成 9 年 6 月 26 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所  
平成 29 年 4 月 1 日指定 東三河広域連合指定 第 2392600231 号

(2) 事業所の目的 (契約書第 1 条参照)

介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限り、住み慣れた地域でその人らしい暮らしが実現できるよう、療養上の管理の下で通い・訪問・宿泊等を柔軟に組み合わせることにより、家庭的な環境と地域住民との交流を通じ、必要な日常生活上の援助を行い、利用者がその有する能力に応じ、心身の機能の維持回復を図るとともに、機能訓練および居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 ケアサポートセンター輝楽苑  
(4) 事業所の所在地 愛知県豊川市御津町御馬浜田 148 番地  
(5) 電話番号 0533-95-1788  
(6) 管理者 井上 友之  
(7) 当事業所の運営方針

①事業所において提供する看護小規模多機能型居宅介護サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に従い、利用者の意思及び人格を尊重し、看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、通い・訪問・宿泊を組み合わせ、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう目標を設定してサービスを提供することにより、利用者の居宅における機能訓練及び日常生活または療養生活を支援します。

②事業の実施にあたっては、東三河広域連合（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）、地域包括支援センター、地域の保健医療及び福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (8) 開設年月 平成 29 年 4 月 1 日  
(9) 登録定員 29 人（通いサービス定員 18 人、宿泊サービス定員 9 人）  
(10) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備を用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。畳み部屋など他の種類の利用をご希望される場合は、その旨お申し出ください。（ただし、利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数、ヶ所	備 考
個室	9 室	全室個室・うち 4 室畳み部屋
居間及び食堂	1 室	
浴室（個浴）	2 室	個浴 1 室 機械浴 1 室 脱衣室
相談室	1 室	

その他 消防設備

※上記は、厚生労働省が定める基準により指定看護小規模多機能型居宅介護事業所設置が義務付けられている施設・設備です。

(11) 第三者評価

第三者評価の実施の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	実施した直近の年月日	令和6年9月24日
評価結果の開示状況	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無		

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常事業の実施地域

豊川市内 全域及び東三河広域連合においても実施可能と判断出来る区域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	8時00分～18時00分
宿泊サービス	18時00分～8時00分
訪問サービス	24時間
看護サービス	7時30分～18時30分

※ なお、通い及び宿泊サービスの営業時間については、利用者の心身の状況・希望及びおかれている環境を踏まえて、柔軟に対応するものとする。

また、上記の営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、利用者の要請のに基づき、営業時間外の対応を行うことができることとする。

4. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する職員として、以下の職種の職員を配置します。

(1) 管理者 1名

- ・事業所の従事者の管理及び業務の管理

(2) 介護支援専門員 1名

- ・利用者の居宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画等の作成
- ・法定代理受領の要件であるサービス利用に関する市町村への届出代行
- ・利用者及び代理人の日常生活上の相談・助言
- ・地域包括支援センターや他の関係機関との連絡・調整

(3) 看護職員 常勤換算法で2.5名以上（1名は常勤の看護師）

- ・利用者の衛生管理、看護業務を行う。
- ・主治医の指示による訪問看護業務
- ・看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成

(4) 介護職員 9名以上

日中（通い） 常勤換算法で、利用者3名に対して1名

日中（訪問） 常勤換算法で2名以上

また、宿泊に対して1名以上の夜勤職員及び宿直職員を配置します。

その他、自宅等で暮らしている方々に対して対応できる体制を確保します。

- ・利用者の衛生管理、及び、日常生活全般にわたる介護業務

#### 〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 管理者	勤務時間 (8:45~17:45)
2. 介護支援専門員	勤務時間 (8:45~17:45)
3. 看護職員	早番 (7:30~16:30) 日中 (8:45~17:45) 遅番 (9:30~18:30) *看護師は24時間連絡体制(オンコール体制)をとっています。
4. 介護職員	早番 (6:30~15:30) 日中 (8:30~17:30) 遅番 (13:00~22:00) 夜間 (22:00~翌日7:00) *介護職員は24時間体制をとっています。 *夜間緊急時訪問対応業務を行う介護職員を配置

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険の給付の対象となる場合（介護保険の給付となるサービス）
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（保険の給付とならないサービス）

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条）

ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、利用者と協議の上、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。エのサービスについては、利用者が利用している居宅介護支援事業所の作成する居宅サービス計画等の内容に沿い、看護小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

#### 〈サービスの概要〉

##### ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

##### ① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

##### ② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

##### ③ 排せつ

- ・利用者の状況に応じて適切な排せつの介助を行うとともに、排せつの自立についても

適切な援助を行います。

#### ④機能訓練

・利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供します。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた地域社会生活の継続のための支援を行います。

- ①日常生活動作に関する訓練
- ②レクリエーション（アクティビティ等）
- ③グループ活動
- ④行事的活動
- ⑤園芸活動
- ⑥趣味活動（ドライブ、買物等を含む）
- ⑦地域における活動への参加

#### ⑤健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

#### ⑥送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅等と事業所間の送迎サービスを行います。

### イ 訪問サービス

#### 【介護サービス】

・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

・訪問サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。

・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。

- ①利用者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受
- ②飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ③利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ④利用者もしくはその家族が行う迷惑行為

※通いサービス及び訪問サービスを利用しない日であっても、電話等による見守り等の声かけを行います。

#### 【看護サービス】

・主治医が看護サービスの必要性を認めたものに関し、訪問看護指示書に基づき、主治医との連絡調整をはかりながら看護サービスを提供します。

- ①病状・障害の観察
- ②入浴・清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③食事及び排泄等日常生活の世話
- ④床ずれの予防・処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症利用者の介護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理

⑩その他医師の指示による医療処置

ウ 宿泊サービス

- ・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の支援や機能訓練を提供します。

エ 短期利用居宅介護

- ・利用者数が登録定員未満であり、利用者やその代理人等の事情により、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合であって、看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めた場合。
- ・利用の開始にあたって 7 日以内の利用期間を定めることで利用していただくことができます。

〈サービス利用料金〉（契約書第 7 条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）すべて含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は 1 か月ごとの包括費用（定額）です。（短期利用居宅介護費は日額です）

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります）。

豊川市は地域区分が「7 級地」であるため、単位数に 10.17 円を乗じた金額が料金となっています。なお、自己負担分は介護保険負担割合証に記載された割合となります。

サービス単位表

1、		要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
	看護小規模多機能型居宅介護支援費	12,447 単位/月	17,415 単位/月	24,481 単位/月	27,766 単位/月	31,408 単位/月
2	総合マネジメント体制強化加算	1,200 単位/月 小規模多機能型居宅介護の提供に係る関係者が日常的に行う調整や情報共有、多様な関係機関や地域住民等との調整や地域住民等との交流等の取組を行った場合				
3	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	640 単位/月				
		介護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合				
4	科学的介護推進体制加算	40 単位/月				
		入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報をサービスの適切かつ有効な提供に活用している場合				
5	その他の加算（該当する場合のみ）					
	ア	初期加算	30 単位/日 利用した日から 30 日間（入院・外泊期間を除く）、及び 30 日を超える医療機関への入院後に再び入所した場合			
	イ	認知症加算（Ⅲ）	760 単位/月 日常生活に支障をきたす恐れのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者（日常生活自立度Ⅲ以上）			

ウ	認知症加算 (Ⅳ)	460単位/月 要介護状態区分が要介護2である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症のもの（日常生活自立度Ⅱ）
エ	若年性認知症利用者受入加算	800単位（要介護1～要介護2） 450単位（要支援1または要支援2） 初老期における認知症によって要介護者となった者
オ	口腔・栄養スクリーニング加算	20単位/回 利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言）を介護支援専門員に文書で共有した場合。
カ	栄養アセスメント加算	50単位/月 管理栄養士と多職種者が共同して栄養アセスメントを実施し、利用者又はその代理人に対して結果を説明すること、必要時相談に対応し、厚生労働省に栄養状態等の情報を提出する場合
キ	栄養改善加算	200単位/回 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して栄養改善サービスを行った場合（3月以内の期間に限り1月に2回を限度とする）
ク	退院時共同指導加算	600単位/回（退院につき） 退院後、初回の訪問看護に限る（※別に厚生労働大臣が定める状態②の場合2回に限る）
ケ	緊急時対応加算	774単位/月 24時間電話等により常時対応できる体制にあつて、かつ緊急時における訪問及び緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合
コ	ターミナルケア加算	2,500単位/ 死亡月に1回 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
サ	特別管理加算 (Ⅰ)	500単位/月 別に厚生労働省が定める状態①のイに該当する状態にあるものに対してサービスを行う場合
シ	特別管理加算 (Ⅱ)	250単位/月 別に厚生労働省が定める状態①のロからホに該当する状態にあるものに対してサービスを行う場合
6	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記1～5の合計単位数の14.9%にあたる単位

※別に厚生労働大臣が定める状態①にあるものとは次のとおりです。

- イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
- ロ. 在宅自己腹膜かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症指導管理を受けている状態。
- ハ. 人工肛門または人工膀胱を設置している状態
- ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
- ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

\* 主治医が、末期の悪性腫瘍その他※別に厚生労働大臣が定める疾病等②により訪問看護を行う必要がある旨の指示を行った利用者には、下記料金を減算します。

医療による訪問看護減算	要介護 1～3	要介護 4	要介護 5
末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合	▲925 単位/月	▲1,850 単位/月	▲2,914 単位/月
※別に厚生労働大臣が定める疾病等②により頻回の医療保険の訪問看護が行われる場合	▲30 単位/日	▲60 単位/日	▲95 単位/日

※別に厚生労働大臣が定める疾病等②の内容とは次のとおりです。

多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋委縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る）をいう）、他系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリーブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレガー症候群）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経症、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

## ショートステイ

### <サービス単位表>

1	要介護				
	1	2	3	4	5
短期利用者居宅介護費	571 単位/日	638 単位/日	706 単位/日	773 単位/日	839 単位/日
	居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合に限り、あらかじめ7日以内（やむを得ない事情のある場合は14日以内）の利用期間、宿泊室を使用し指定小規模多機能型居宅介護を行った場合				
2	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	21 単位/日 介護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合			
3	その他の加算（該当する場合のみ）				
	ア	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 単位/日（7日間を限度とする） 医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急にサービスを利用することが適当であると判断した者に対し、サービスを行った場合		
4	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記1～3の合計単位数の14.9%にあたる単位			

☆ 緊急時対応加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加

算は、区分支給限度基準額の対象外の算定項目です。

- ☆ 月ごとの包括料金ですので、利用者の体調不良や状態の変化等により看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または看護小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が多かった場合であっても、日割りでの割引や増額はいたしません。
- ☆ 月途中から登録した場合、または月途中で登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。  
登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日  
登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 利用者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（3）ア及びイ参照）。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

### 〈サービスの概要と利用料金〉

#### ア 食事の提供（食事代）

利用者に提供する食事に要する費用です。

料金：朝食：335円 昼食：640円 夕食：470円（おやつ代は別途実費）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状況に応じた（糖尿病食、肝臓食、心臓食、貧血食等）の特別治療食および嗜好を考慮した食事を提供します。食事の種類については、嚥下機能と利用者の希望で、主食は米飯、粥、ミキサーにかけたもの、パン、麺類等を用意します。副食については、利用者の嗜好に応じて刻んだもの、細刻み、一口大、ミキサーにかけたもの、流動食やおにぎり等お体の状態に合わせて用意します。

（食事時間は以下の通りですが、状況に応じて時間は考慮いたします。）

朝食：7:00～9:00 昼食：12:00～14:00 夕食：17:30～19:30

#### イ おやつ代

当事業所では、希望により個人的な嗜好に基づいておやつを選定していただけるように提供をします。（おやつレクリエーションを含みます）

料金：1回100円

#### ウ 宿泊に要する費用

利用者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

1泊 3,000円

## エ 利用者に対する送迎費及び交通費

利用者に対する送迎費及び交通費です。

無料

## オ おむつ代

実費（別紙1参照）

## カ 行事・クラブ活動

入所者の希望により行事やクラブ活動に参加していただくことができます。

参加を希望される場合は、事前に内容、費用をご説明いたします。

利用料金： 材料費等の実費

## キ 複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

## ク 医療による訪問看護

## ケ その他

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は、事前に変更理由及び内容について、2か月前までにご説明いたします。

### (3) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算しサービス利用月の翌月15日までに、請求いたします。請求させて頂きました料金は原則としてサービス利用月の翌月末まで支払うものとし、支払方法は利用者の指定する口座から自動引き落としできるものとします。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

### (4) サービスの提供にあたって

- ①サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ②利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

### (5) 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- ☆ 看護小規模多機能型居宅介護サービスは、看護小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護および看護を提供するものです。
- ☆ 利用予定日の前に、利用者の都合により、看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。

- ☆ 前5項(1)の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1か月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、前5項(2)の介護保険の対象外のサービスの申し出をされた場合で当日取り消しをされた場合は、取消料として食事代、宿泊に要する費用をお支払いいただく場合があります。ただし利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- ☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

#### (6) 看護小規模多機能型居宅介護計画について(契約書第3条参照)

看護小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者と協議の上で看護小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者へ説明の上交付します。

## 6. サービス利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

### (1) 持ち込みの制限

- \* ご利用にあたり、危険な物、火気を扱う物は原則として持ち込むことができません。職員にご相談願います。
- \* 所持金品は、自己の責任で管理してください。当施設での紛失等におきましては、一切の責任は負いかねますのでご了承ください。

### (2) 面会時間： 9：00～20：00

※来訪者は、必ず面会表に記入をお願いします。

### (3) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者の自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- 利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

#### (4) 喫煙

喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。

### 7. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
  - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
  - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
  - ③職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 8. 緊急時の対応方法について

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

### 9. 協力医療機関

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変などに備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

医療機関の名称	医療法人 宝美会 総合青山病院
所在地	豊川市小坂井町道地 100 番地 1 TEL0533-73-3777
診療科	内科 外科 整形外科 泌尿器科 皮膚科 眼科 耳鼻咽喉科

### 10. 事故発生時の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、東三河広域連合、市町村、利用者の代理人等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

#### 11. 非常火災時・地震等災害時の対応

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知します。

(3) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

## 1 2. 秘密の保持と個人情報の保護について（契約書第 11 条参照）

事業者及び職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその代理人等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

## 1 3. 契約終了について（契約書第 15～18 条参照）

利用者は、以下の事由による契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業所が提供するサービスを利用することができますとします。

- (1) 要介護認定により利用者の心身の状況が要支援・自立と判定された場合
- (2) 利用者から契約解除の申し出があった場合
- (3) 利用者及び代理人の故意又は重大な過失により、契約の継続が困難な場合
- (4) 事業所のやむを得ない事情による契約の継続が困難な場合
- (5) 利用者が入院した場合
- (6) 利用者が死亡した場合

## 1 4. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している代理人・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 1 5. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者やその代理人に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間等を説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 17. 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の代理人、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、おおむね2月に1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

## 18. サービス提供の記録

- (1) 指定看護小規模多機能型居宅介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

## 19. 損害賠償について（契約書第12条、第13条参照）

当施設において、事業者の責任により利用者が生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

## 20. 苦情の受付について（契約書第22条参照）

- (1) 当事業所における苦情・相談受付窓口

○苦情受付窓口 井上 友之  
 ○苦情解決責任者 中村 由香  
 ○第三者委員 城所 信之  
 榑原 多世

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前 8 時 45 分～ 午後 5 時 45 分  
 電話 0533-95-1788 Fax 0533-95-1833

※苦情受付ボックス（提案箱）を事務所前に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

東三河広域連合 介護保険課	所在地 愛知県豊橋市八町通二丁目16番地 電話番号 0532-26-8470 FAX 0532-26-8475 受付時間 9:00～17:00
豊川市役所 介護高齢課	所在地 愛知県豊川市諏訪一丁目1番地 電話番号 0533-89-2173 FAX 0533-89-2137 受付時間 9:00～17:00
蒲郡市役所 長寿課	所在地 愛知県蒲郡市旭町17番地1 電話番号 0533-66-1176 FAX 0533-66-3130 受付時間 9:00～17:00
豊橋市役所 長寿介護課	所在地 愛知県豊橋市今橋1番地 電話番号 0532-51-3130 FAX 0532-56-3810 受付時間 月～金 8:30～17:15
愛知県国民健康保険団体 連合会 介護福祉課	所在地 愛知県名古屋市東区泉1丁目6番5号 電話番号 052-971-4165 FAX 052-962-8870 受付時間 9:00～17:00
愛知県運営適正化委員会 (愛知県社会福祉協議会内)	所在地 愛知県名古屋市東区白壁1丁目50 電話番号 052-212-5515 FAX 052-212-5514 受付時間 9:00～17:00

令和 年 月 日

指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項説明を行いました。

ケアサポートセンター輝楽苑

説明者 職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供開始及び利用料金の徴収に関して同意しました。

契約者 住所

氏名 印

代理人（選任した場合）

住所

氏名 印

※ この重要事項説明書は、厚生労働省令第34号（平成18年3月14日）第182条（準用 第3条の7）の規定に基づき、利用申込者またはその代理人への重要事項説明の為に作成したものです。